

平成25年度周南市徳山モーターボート競走事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成25年度周南市徳山モーターボート競走事業会計決算を監査委員の意見を付けて市議会の認定に付する。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎